

はじめに

杉並区障害者雇用支援事業団は、本年度で設立から満15年を迎えました。その間、「ノーマライゼーション」や「共生社会」の理念の基に、障害のある人も障害のない人と同じように生活・活動できる社会を実現することの意義が広く認識されるようになっていきます。

また、制度面でも、改正障害者基本法(平成23年)に基づく国の基本計画(第三次障害者計画)の策定、改正障害者雇用促進法(平成25年)における障害者に対する雇用の分野での差別的取り扱いの禁止、事業主の合理的配慮の提供義務が明記されました。障害があっても、働く意欲と能力を持っているならば、誰もが職業に就き働くことを通して生きがいのある暮らしが送れる社会づくりが、強く要請されています。

これらのことを踏まえ、このたび事業団では、障害者の就労支援と雇用促進に関する事業展開の方向性と取り組みについて、「障害者就労支援事業推進プラン(平成21～25年度)」を改定し、新たな推進プラン(平成26～30年度)を作成しました。

今後、この計画に掲げた事業を進めることにより、就労を通じた障害者の自立と社会参加の一層の推進に寄与してまいります。今後とも、関係各位のご支援、ご協力をお願いいたします。

平成26年 3月

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団